

# 食肉検査便り

第51号

発行年月日 平成25年(2013年)3月26日

発行者: 滋賀県食肉衛生検査所

(近江八幡市長光寺町 1089-10)

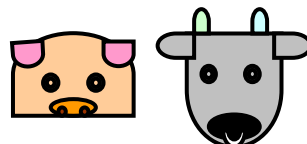
TEL: 0748-37-7037 FAX: 0748-37-5854

ホームページアドレス:

<http://www.pref.shiga.jp/e/shokuken>

## 1. 国の法令、基準の改正について

- ・ 『BSE 対策が見直されました』



## 2. 食肉の安全のためのお願い

- ・ 家畜の治療歴、投薬歴をお知らせください!
- ・ ヨロイの付着、糞便による体表の汚染は除去してから!



## 1. 国の法令、基準の改正について

### 『BSE 対策が見直されました』



滋賀県・滋賀食肉センターは、

今までどおり全頭検査と SRM 除去を継続します。

平成13年9月21日に初めて日本国内において、BSE(牛海綿状脳症)の発生が1頭確認され、当時は、英国などを中心に、牛へのBSEの感染が広がっていました。

しかし、日本や海外で、牛の脳や脊髄などの組織を家畜のえさに混ぜないといった規制が行われた結果、世界中でBSEの発生は激減しました。

このように、BSEリスクが大きく低下したことから、これまでのBSE対策の内容や、世界的な状況を踏まえて、厚生労働省は最新の科学的知見に基づき、国内での検査体制、輸入条件といったBSE対策全般の見直しを行いました。

## 1) 国内措置の見直し

### BSE検査対象の見直し(平成25年4月1日施行)

BSE検査対象の月齢を、現行の21か月齢以上から、30か月齢超へ引き上げます。

現 行	見直し後
21ヶ月齢以上を対象	30ヶ月齢超を対象 (30ヶ月齢以下は検査が不要)

また、厚生労働省では30か月齢よりも更に検査対象月齢の引き上げについても、引き続き検討しています。

### 特定危険部位(SRM)の除去対象の見直し(平成25年4月1日施行)

30か月齢以下であれば、扁桃以外の頭部、せき柱、せき髄が利用可能になります。ただし、これらの部位を利用する場合には、と畜場において、30か月齢以下と、30か月齢超の牛の分別管理や汚染防止を実施する必要があります。

現 行	見直し後
全月齢 頭部(舌及び頬肉を除く。)、 せき髄、せき柱、 回腸遠位部を除去	30ヶ月齢超の場合 頭部(舌及び頬肉を除く。)、 せき髄、せき柱、回腸遠位部を除去 (現行どおり)
	30ヶ月齢以下の場合 回腸遠位部、扁桃を除去 (頭部(扁桃以外)、せき髄、せき柱は、 利用可能に。)

### 牛せき柱に関する規制の見直し(平成25年2月1日施行)

脊柱のうち、リスクのない部位(骨の突起部分)は、規制対象からはずされました。

## 2) 輸入措置の見直し

- ・ 従来から輸入が可能だった米国及びカナダに加え、フランス及びオランダからの輸入を再開します。(平成25年2月1日から実施)
- ・ 輸入できる対象(月齢制限)を、現行の20か月齢以下から、30か月齢以下に引き上げます。(平成25年2月1日から実施。なお、30か月齢以下でも、扁桃・回腸遠位部、又はこれらの部位を含むものは輸入できません。)

### 3) 滋賀県内の対応

BSE対策の見直し後も、滋賀県および滋賀食肉センターの対応は、以下のとなりました。従来とおり全頭検査を継続して行います。SRMの管理も変更ありません。引き続き、皆様のご協力をよろしくお願い致します。

#### 滋賀県の対応(BSE検査対象)

平成25年4月以降も30ヶ月齢以下の牛のBSE検査を継続して行います。

BSE検査を実施した牛と実施しない牛の混在による市場流通の混乱を避けるための措置です。

この措置は食品安全委員会の二次答申(さらに検査対象月齢の引き上げを検討中)の際に、見直しの検討を行います。

#### 滋賀食肉センターの対応(SRMの管理)

平成25年4月以降も全月齢の頭部、せき髄、せき柱、回腸遠位部をSRMとして処理します。

滋賀食肉センターでは厚生労働省より通知のありました「特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドライン」に基づく分別管理等が現時点では困難なためです。

#### 参考 厚生労働省ホームページ

##### 牛海綿状脳症(BSE)について

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/bse/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bse/index.html)

- ・ 見直しの概要について  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/bse/dl/bse\\_20130128\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bse/dl/bse_20130128_1.pdf)
- ・ 牛海綿状脳症(BSE)対策に関する見直しについて(平成25年2月1日)  
[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201\\_3.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201_3.pdf)
- ・ 特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドラインについて(平成25年2月1日)  
[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201\\_2.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201_2.pdf)
- ・ 牛の脊柱を含む食品等に係る基準に関するQ & Aについて(平成25年2月1日)  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/bse/dl/130201-03.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bse/dl/130201-03.pdf)

## 2 . 食肉の安全のためのお願い

生産者・出荷者の皆様に次のことをお願いします。

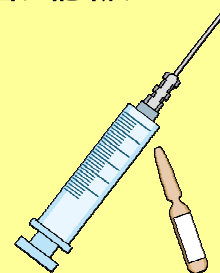
### 1) 家畜の治療歴、投薬歴をお知らせください！

家畜を出荷する際、以下の情報を滋賀食肉市場にお知らせください。

- ・ **治療歴** (治療日・治療内容)
  - ◇ 手術、処置、治療目的の投薬
  - ◇ 牛は直近3ヵ月、その他は直近2ヵ月の間について
- ・ **投薬歴** (投薬日、薬剤の種類)
  - ◇ 治療を目的としない投薬、ワクチン、ホルモン剤、外部寄生虫薬など

これらは、食肉中に動物用医薬品(抗生物質だけでなく、食用家畜に投薬したものすべて)が残留していないことを確かめるために必要な情報として、「と畜場法」によりと畜検査申請書に記載することが定められています。食肉の安全を確保するため、**必ず申告をお願いします。**

また、と畜解体の際に家畜の頸部や臀部に注射痕を認めた場合、最近治療された可能性があると思われ、治療の履歴を確認します。よって、万一、このような場合にはと畜後に治療歴および投薬歴に関して問い合わせがありますので、速やかにお答えいただけるよう、**記録等の整理**をお願いします。



### 2) ヨロイや糞便は除去してから出荷しましょう！

と畜場内および牛枝肉の腸管出血性大腸菌による汚染を防止するために牛の体表のヨロイや糞便を完全に落としてください。

当所における平成24年度の調査の結果、牛係留所や牛枝肉から腸管出血性大腸菌 O157が検出されました。

この原因は、腸管出血性大腸菌がいるヨロイや糞便により係留所や牛の体表が汚染され、その汚染された獣皮により、と畜解体工程で牛枝肉が汚染されたと考えられます。

と畜場内および枝肉が腸管出血性大腸菌に汚染されないようにするためには、牛の体表に付着したヨロイや糞便の汚れを除去しておくことがとても重要です。

そこで、生産者および出荷者の皆様には、**牛体に付着したヨロイや糞便を完全に落として出荷していただきますようお願いいたします。**

